

第2号議案

平成21年度 事業計画(案)

1920年（大正9年）に公益法人として社団法人商船学校校友会を設立、1938年（昭和13年）に校友会を社団法人海洋会と改称して、本年度は89周年目を迎えます。記念すべき90周年目はあと僅か1年後に迎えることとなります。

昨年秋に端を発した、米国発の金融恐慌、金融不安は単なるマネーゲームの破綻だけではなく、実業の世界を大きく揺るがし、世界同時不況という100年に一度あるかないかという深刻な問題が、新年度を迎えるても拡大しつつあります。それに伴い、当会の会員が多く所属する海事関係の企業、団体にも大きな影響を及ぼして来ております。社団法人として、90年近い歴史と伝統を誇る海洋会は、このような深刻な時にこそ長年蓄積してきた経験や叡智を発揮して、海事関係のみならず、一般社会に広く貢献出来る団体を可能な限り目指していきます。

昨年12月1日に新公益法人制度が施行されました。施行と同時に海洋会は特例民法法人となり、平成25年11月末まで一般社団法人として認可を受けるか、公益社団法人として認定を受けるかを選択しなければなりません。当件については昨年度に「会長私的諮問懇談会」を設置して、海洋会の選択すべき方針を答申して頂きました。（答申内容は「海洋」新年号に掲載）

今年度はその答申を参考にして、常設委員会、理事会並びに定時総会で正式な新公益法人制度に対する方針を審議する必要があります。また、それ以前にも新制度へ速やかに移行出来るような定款変更並びにガバナンス整備等々、諸々のことを準備しておく必要があります。その準備作業の大きな事項としては、一般であれ公益社団法人であれ法律に則った公益事業を推進することとなりますので、その計画を立案して、具体的な施策を決めておく必要があります。

更には、昨年度第一フェーズが完了したワークショップ方式で進めている「真の海事立国に向けて」の第二、第三フェーズに着手して、その成果物を関係先に情報発信したいと考えております。

第1 事業関係

本年度計画している事業を、定款第4条に定めている事業区分で纏めると、次の通りであります。

(1) 船員問題に関する調査研究

昨年度は「真の海事立国に向けて」という目標を掲げて、第一フェーズである「次世代海技者のあり方」をテーマに、ワークショップ方式により作業を行い、その成果物を「海洋」平成21年新年号に掲載した。

今年度は第二フェーズである「次世代海技者育成のあり方」の作業を進めることとなる。第一フェーズ同様、会員から有識者を募り、活発な議論を行ったうえ、成果物を世に問えるように推進する。

(2) 海事に関する技術の調査研究

常設組織である「海事問題調査委員会」は2年前より、海事関連社会の安全問題の研究並びに調査を掲げている。その一環として昨年度より海運会社を中心に海事関連団体が、如何にして環境保全に取り組んでいるかを調査している。また、そのために、各委員の関連知識向上を図る勉強会を進めてきている。本年も同一テーマで研究並びに調査を継続していく。

(3) 海運に関する調査研究

—昨年度から昨年度にかけて海洋基本法、トン数標準税制等海運業全般に関して、海事関係者によ

って、おおいに議論された。今年度は目まぐるしく変動する海運経営全般について、海事技術者団体の立場からも会誌「海洋」並びにホームページを通して、積極的に発言していく。

(4) 海事思想の普及

教育機関並びに関連海事団体と連携を図りながら、海事産業の次世代の人材育成並びに確保のための活動を積極的に行なうことは前年度からの継続事業である。具体的には、東京海洋大学海洋工学部、神戸大学海事科学部並びに航海訓練所が主催する海事思想普及活動に物心両面に亘って、支援活動を行う。また、海洋会ボランティアクラブが中心に行ってきている、重要文化財「明治丸」の保存活動は、修復費用の募金活動に全面的に協力すると共に、修復期間中は一般公開が一時中止になるにしても、再開時を機して積極的な展開が出来るように準備作業に万全を期す。

(5) 図書の出版

(6) 会誌の発行

当年度は読者に読みやすく、かつ時機を得た編集内容にすることは、従来通りであるが、会員の共益事業的な編集企画のみならず、もっと公益事業として評価されるページ作りを心がける。また、必要に応じて特定のテーマ、特定の読者層に絞った特集号の発行も検討する。

(7) 講演会の開催

各支部が海事思想普及の一環として行っている講演会活動は、従来通り継続するが、講演会の内容については、もっと会員外の方々に关心、興味を引く題材を取り上げたい。また、引き続き講演会内容は会誌なりホームページに掲載して行き、支部活動を広く紹介していく。

(8) 会館の設置及びその運営

(9) 会員の福利増進

本部、横浜並びに神戸の会館を収益事業活動の一環として有効活用を図る。また、各種ボランティアクラブ、職域グループ、クラス会、同好会等会員相互の福利、厚生を増進する支援活動を継続する。

(10) その他本会の目的を達成するため必要な事業

当年度は、次年度以降の「新公益法人制度対応」の準備期間とみなしている。とりわけ、新公益法人制度の趣旨に合致する公益事業を推進するための企画、準備活動を行う必要がある。具体的には「公益目的支出計画」を策定するための事業の選定とか公益事業を推進するための協力、提携先との調整作業等である。

第2 会務関係

(1) 総会等の開催

第89回定時総会を平成21年6月に開催する。

(2) 新入会員確保と新卒、既卒未入会対策の推進

新卒会員を増やすために従来同様、卒業論文発表会、練習船乗船中、卒業式並びに就職先での新人研修期間等の一同行に集まる機会を捉えて、海洋会の事業目的、活動内容、組織の歴史等を説明、積極的な入会促進活動は継続する。更に、東京海洋大学海洋工学部並びに神戸大学海事科学部の教職者と海洋会との定期会合を設営して、学生の海洋会入会を促進出来るような環境作りを行う。既卒未入会者へは、クラス会幹事の協力を得て、入会促進活動を行う。

(3) 財務状況の改善

未曾有の不況に突入している今年度の会費収入の改善は、極めて困難な状況にある。また、長期的な低金利状況の今日、基本財産の運用収入を増やすことは至難の技である。更には、新公益法人制度への対応関連作業で調査費用等、例年ない経費も想定しなければならない。よって、収入の増加は期待出来ないにしても、これ以上の落ち込みを防ぐためにも、会費未納者への納入促進を積極的に行う必要がある。現在励行している未納者への郵送による督促状以外にも、個人情報保護法に抵触しないよう配慮しながら、電話、メール、口頭で督促を行うことにしている。

(4) 新公益法人制度改革への対応

平成20年12月1日に施行された新公益法人制度改革への対応については、その制度の解説記事並びに会長私的諮問懇談会からの答申内容について、各々「海洋」平成20年8月号、平成21年新年号に掲載してある通りである。今年度は新制度への移行のための準備期間と位置付け、定款の見直し、ガバナンスの再点検等の作業を行なながら、正式に常設委員会、理事会並びに総会に付議出来るような状況作りが主要な業務になる。公益社団法人の認定申請であれば当然であるし、仮に一般社団法人の認可申請を選択したとしても、非営利法人格で存続するのであれば、公益事業推進への準備作業が必須となる。新公益法人制度への円滑な移行を図るために、常設委員会の下部組織に専属チームを結成して、機敏に準備作業を進めていく。

(5) その他

- 「明治丸海事ミュージアム事業」への協力

東京海洋大学越中島キャンパスにある重要文化財明治丸の修復並びにその周辺の環境整備に東京海洋大学は「明治丸海事ミュージアム事業」を立ち揚げており、今年度はその事業が具体的に開始される年である。海洋会は当事業推進の一翼を担うべく、会員の方々に募金活動を展開していく。

- 「横浜会館」の歴史的建造物としての登録

横浜支部の活動拠点である横浜会館を横浜市の歴史的建造物として登録する調査を昨年度より進めている。正式に登録されれば、海洋会の公益性も高まると共に、会館修復の際、補助金の交付も期待出来る。横浜開港150周年記念事業である横浜港発祥の地である「象の鼻地区」に隣接している横浜会館の整備作業を検討する。